

会津若松市教育委員会表彰規則運用方針（抜粋）

1 第4号該当者を除く被表彰者は、次に掲げる基準を参考にして選考する。

- (1) 年齢がおおむね 60 歳以上の個人
- (2) 結成後おおむね 25 年を経過した団体
- (3) 公職による功績は対象としない
- (4) 生業による功績は対象としない
- (5) 功績の内容によっては、(1)から(4)にかかわらず選考の対象とする。

2 第4号該当の被表彰者は、次に掲げる基準を参考にして選考する。

大会区分			大会規模	大会成績
絵画、書道、作文等におけるコンクール、コンテスト、大会、公募展等	全国大会	県単位以上の地区予選があるもの		3 位以内(注 1)
		県単位以上の地区予選がないもの	概ね半数以上の都道府県から参加がある。	
スポーツ関係における大会	全国大会(注 2)	県単位以上の地区予選があるもの		3 位以内(注 3)
		県単位以上の地区予選がないもの	概ね半数以上の都道府県から参加がある。	
	国際大会(注 4)	国内予選があるもの又は主催団体から推薦を受け出場したもの		8 位以内
その他、顕著な成績と教育委員会が認めるもの				

(注 1) 1 位の成績に 3 名又は 3 団体以上が該当する場合は 1 位のみとし、1 位の成績に 2 名又は 2 団体が該当する場合は 2 位以内に入賞したものに限る。

(注 2) 文部科学省及びスポーツ庁並びに公益財団法人日本スポーツ協会（加盟中央競技団体を含む。）が主催、共催又は後援する大会に限る。なお、交歓、親善等を目的とした大会は除く。

(注 3) 3 位以内に 4 名又は 4 団体以上が該当する場合は、上位 3 名又は 3 団体に値するものに限る。ただし、3 位決定戦を行わなかったことによる 3 位の成績に 2 名又は 2 団体が該当する場合は、3 位以内に入賞したものと認め、選考の対象とする。

(注 4) 国際競技連盟が主催、共催又は後援する大会に限る。なお、交歓、親善等を目的とした大会は除く。